

23. 議会改革に向けた取り組みの事例

◆北海道 札幌市 H

会派の代表者で構成する改革検討委員会を設置し、議会に係る諸課題について検討を重ね、臨時会の原則的会期一日化、費用弁償の額の時限的見直し、傍聴に関する規則の見直し等を決定した

◆北海道 函館市 D

本会議、委員会の録音テープの貸し出しを行うようになった。(従前は、貸し出しはせず、事務局で聴取のみ可能であった)

◆北海道 旭川市 E

【平成 16 年開始のもの】

- (1) 一般質問については議員個々が活性化に取り組んでいく
- (2) 常任委員会については、原則として毎月 1 回開催し、活性化を図った
- (3) 決算にかかわる帳票類を現行より早めに審査できる体制を整えるよう理事者に意向を伝えた
- (4) 各議員控室等にインターネット回線を布設した
- (5) 請願・陳情の審査に、一部採択方式を導入
- (6) 海外視察については平成 15 年度同様、平成 16 年度も凍結
- (7) 会議室、応接室等からの灰皿を撤収し、分煙の徹底を図った
- (8) 議会改革・改善の目的については、新しい議会のあり方を示す方針として確認する

◆北海道 室蘭市 C

平成 17 年度実施の国勢調査において、人口 10 万人割れが確実視されていることから、平成 16 年より議会運営委員会小委員会において議員定数の見直しについて審議。4 名削減し、条例定数を現行の 28 名から 24 名とする室蘭市議会議員定数条例改正案が平成 17 年第 1 回定例会において提案され、賛成多数により可能となった

◆北海道 釧路市 C

本会議傍聴者のために、閲覧用議案書、市政方針、教育行政方針、提案説明原稿等を配置した(発信通告一覧表等は、従前から配布済)

◆北海道 岩見沢市 B

平成 15 年 6 月、議長の私的諮問機関として、「議会改革検討委員会」を設置し協議を行っている

◆北海道 稚内市 A

議会改革特別委員会を設置し協議→費用弁償(日額)の廃止。常任委員会行政視察回数の減及び海外視察の凍結。議員定数の削減(次期選挙より 24→22 名)

◆北海道 三笠市 A

市町村合併問題に伴い、三笠市が自立を選択するに当たり、議会として、16年度議会費に係る予算を別紙のとおり凍結した。添付した別紙は、平成16年第1回臨時会に「自立対策調査特別委員会」が集約した委員長報告の要旨をまとめたものであり、議員定数問題については、議決しておりません

- (1)全国自治体病院都市議会協議会 1人(議長参加:脱退)
- (2)広域行政圏市議会協議会 1人(議長参加:脱退)
- (3)全国都市問題会議 3人
- (4)北海道都市問題会議 3人
- (5)北海道女性議員協議会 2人
- (6)常任委員会行政視察 19人
- (7)政務調査費 16人

◆北海道 千歳市 B

平成16年6月21日に千歳議会定数条例を改正し、定数を30人から28人とした。平成17年の一般選挙から適用する

◆北海道 富良野市 A

現在議会改革懇話会(平成15年6月27日設置)に於いて検討中

◆北海道 登別市 B

- (1)平成16年3月、議長から「議会改革の推進について」議会運営委員会に諮問。議会運営委員会では13回にわたり協議。平成17年1月議長に報告すると共に本会議報告を行った
- (2)議会の組織、構成について・議会機能の強化について・議会の運営について
- (3)また、同時に会議規則、委員会条例の全面見直しを行い、平成17年第1回定例会で全面見直しを行った

◆北海道 北広島市 B

4 常任委員会から3 常任委員会への検討。議員定数削減の検討

◆青森県 青森市 D

平成16年5月より、議員会派控え室にインターネット対応パソコン及びプリンタを設置

◆岩手県 北上市 B

代表質問の導入について検討した(平成17年3月議会より実施)

◆宮城県 仙台市 H

「表彰の見直しについて」宮城県市議会議長会は平成15年度限り、東北市議会議長会は16年度限りで議員表彰がすべて廃止された

◆秋田県 横手市 A

- (1)平成10年3月～平成11年4月 議会のあり方を考える議員協議会を設立
- (2)平成11年5月～平成14年11月 議会のあり方検討委員会 現在 休止中

◆福島県 福島市 D

傍聴者にもわかりやすい議会運営を目指し、平成16年3月定例会より一般質問に一問一答式を導入した

◆福島県 会津若松市 C

- (1) 常任委員会のペットボトルの持ち込みの試行(各委員長の許可を得ることが条件)
- (2) 費用弁償 3000→1500 3500→1750 行政調査旅費 100000→80000 政務調査費(月額)50000→45000 ※各派代表者会議にて減額決定(H17.4.1より適用)

◆福島県 白河市 A

政務調査費については、今までもその収支報告書に領収書を添付して議長に提出し、支出の適正化に努めてきたが、これらの手続を明文化することで、より政務調査費の透明性を高めるため、議員提出により、白河市政務調査費の交付に関する条例を提出し、平成16年6月30日に原案可決した。あわせて政務調査費の収支状況をホームページ上で公開した

◆新潟県 新潟市 G

議会運営の改善に関する事項として、各会派から改善項目を挙げていただき、議会運営委員会小委員会で検討している

◆新潟県 見附市 A

議会改革調査特別委員会の設置(平成16年3月19日)

【調査項目】

- (1) 議員定数及び議員報酬の検討(議員定数)
- (2) 議会のあり方アンケート調査の実施
- (3) チェック機能の強化(審議会等の委員就任の制限)
- (4) 議員発議(施設の立案)
- (5) 議会の情報提供(議会ホームページの改善)

◆富山県 滑川市 A

- (1) 議員定数の削減 20名→16名
- (2) 議会運営委員会及び特別委員会の行政視察廃止
- (3) 海外行政視察の凍結
- (4) 議長交際費の10%カット

◆富山県 黒部市 A

- (1) 議会だよりのホームページ掲載に伴う議会報の発送の廃止
- (2) 儀礼的なあいさつ状の発送の廃止

◆富山県 小矢部市 A

議会改革特別委員会を設置(平成15年12月)し、議会における諸課題について検討し、定数減も含めた議会改革大綱を策定した

◆富山県 南砺市 B

会派では、月 2 回の勉強会や、分科会ごとの研究会を行い、議員の資質向上及び提言型議会を目指し、取り組んでいる

◆石川県 金沢市 F

(1)定例会の回数について 現行の 4 回とする

(2)代表質問制実施の有無について 3 月に行う各会派最初の質問を「代表質問」とする。質問時間については 30 分とし、行う時期は 3 月定例会のみとする

(3)委員会、運営審査会の充実について

①市民の傍聴について 常任委員会、決算審査特別委員会を一般傍聴の対象とし、手続については、公開を原則とする現行の委員長許可制とする

②連合審査会における会派の持ち時間及び審査日程の再検討について 現行の審査会のままとする

◆石川県 羽咋市 A

特別委員会を設置し、改革を検討している

◆福井県 敦賀市 B

議会改革検討会

◆福井県 武生市 B

一般質問において、一問一答方式(対面方式)を導入している

◆長野県 長野市 E

平成 16 年度の議会運営委員会において議会の活性化に向けて、活性化項目を掲げ、実践している。主な取組みについては、以下のとおり

(1)正副議長選挙に係わる所信表明会の実施

(2)議会運営委員会への無所属議員のオブザーバー出席

(3)常任委員会の開催方法の変更

(4)予算を付託する委員会の一部変更

(5)議会車(副議長車)の廃止

(6)委員会の公開

(7)委員会傍聴者への資料提供

(8)委員会会議録に係わる情報提供

(9)議案質疑の発言通告制の採用

(10)本会議及び委員会の会議録調製前の録音テープの公開

(11)調査活動の充実

(12)議員の海外視察の見直し

(13)来庁者向け議会日程掲示板の設置

(14)政務調査費の支出基準を策定

◆長野県 松本市 D

松本市議会改革研究会(平成 15 年 6 月 25 日設置、平成 16 年 7 月 20 日解散)

- (1)開かれた市議会を目指し、議長からの諮問事項及び各会派等から提案のあった 28 項目を研究した
- (2)結論の出たものから早期に実施可能となるよう優先順位を制定、研究期間を短期・中期・長期に分類した
- (3)開催回数 15 回、結論の出たもの 21 項目
- (4)研究結果を議長に答弁し、議長が議会運営委員会へ議題として提出し、改革を図った

◆長野県 上田市 C

- (1)法律で議決を義務づけられた基本構想等を除く、長期基本構想に即した基本計画の策定と変更について議会の議決事項に追加する条例を制定
- (2)専決処分について、運用にあたっては拡大解釈することなく、限定的かつ慎重に対応するよう執行部に申し入れた

◆長野県 岡谷市 B

議会改革検討会を設置し、質問の形式、議員定数や報酬について検討している

◆長野県 飯田市 C

平成 15 年 5 月に政策立案型議会への転換を図るため「議会議案検討委員会」を設置したのに続き、平成 16 年 5 月 20 日には「市民がまちづくりをしやすくように条例を制定し、行政が市民の視点に立った運営を行っているかチェックする責務が議会にはある。」との考えから、「わがまちの“憲法”を考える市民会議」を発足させ、「自治基本条例(仮称)」の制定に向けた研究に入った。同年 12 月 28 日には最終答申書がまとめられ、議長に提出された

◆長野県 諏訪市 B

議会改革に伴う任意の委員会(議会改革検討委員会)を設置し、今後の議会の在り方等について検討した。構成員は各会派からの代表者 6 名に、議長・副議長を含めた計 8 名

◆長野県 須坂市 B

定数等改革検討委員会を設置し、定数・報酬・政務調査費等 11 項目について検討中

◆長野県 駒ヶ根市 A

議会活性化検討会の設置(平成 16 年 6 月～平成 17 年 2 月)

目的:議会改革及び活性化に関する検討 その他関連事項

構成:各会派より議員 7 人及び正副議長 主な検討事項

- (1)議会の役割と権限に関すること
- (2)議会運営に関すること
- (3)広報広聴活動の充実に関すること
- (4)議員及び事務局職員の調査、政策立案、法制能力の向上に関すること
- (5)その他改革に関すること

◆長野県 大町市 A

【一般質問】 各定例会代表質問・個人質問があったが3月定例会のみ代表質問・個人質問を行い、他は個人質問のみにした(平成17年6月定例会より)

◆長野県 茅野市 B

議会改革特別委員会の設置

- (1)議長専用公用車の廃止
- (2)常任委員会行政視察の日程見直し、旅費助成削減
- (3)全員協議会の定例開催(原則月1回)(議会側だけでも開催し、課題解決・研究)
- (4)議員定数削減案の検討(5人減)について(平成17年5月12日議決)

◆長野県 塩尻市 B

議員の倫理規定を改訂

◆長野県 千曲市 B

- (1)市民向け議会関係講演会の開催
- (2)議会運営委員会の完全公開
- (3)委員会の原則公開
- (4)地方自治法第96条第2項による議決事件拡大の検討

◆東京都 千代田区 A

千代田区議会では、「開かれた議会」をめざし、議会独自の情報公開条例(平成12年11月施行)や政務調査研究費交付条例(平成13年4月施行)を制定し、また、平成14年には投票システムの導入、平成15年3月には区議会メールマガジンの発行を開始しました。さらに、平成14年7月から議会運営委員会を中心に、議会活動条件整備等検討会を設置し、委員会速記録の作成・公開や、陳情を迅速に審議するため、送付陳情制度による処理や議員バッチの着用義務の廃止(平成14年)、議会のIT化など、議会運営の見直しに取り組み改革してきました。今後、自治法・会議規則の改正を含む議会運営方法の見直しや報酬及び費用弁償のあり方など研究・検討し、議会活動の基盤強化を図って行くこととしています

◆東京都 港区 C

- (1)議会改革検討会設置(平成15年7月)協議事項
 - ①付属機関委員の選出
 - ②費用弁償について
- (2)政務調査費の適正な執行に向けた研究検討会

◆東京都 新宿区 D

平成15年9月に議会改革を進める委員会を設置して議会改革についての調査検討を行い平成16年4月から10月まで学識経験者、公募による区民、区議会議員を交えた政治倫理条例に関する懇談会を設置

◆東京都 文京区 C

- (1)「文の京」自治基本条例の審査にあたり、参考人制度を活用した
- (2)行政報告を適時・適切に受けられるよう常任委員会の閉会中の継続調査を実施する
- (3)本会議での一般質問の質問項目を傍聴者に配付するとともに、インターネットホームページに掲載する
- (4)委員会等の資料は部数に限りがある冊子等を除き、原則として傍聴者に配付する

◆東京都 墨田区 D

議員定数の削減（上限数 38、条例数 34）

◆東京都 世田谷区 G

陳情については、議長が必要と認めるものは請願と同様に扱う（委員会付託）こととしていたが、付託しない基準を明確にし、第 2 回定例会より適用した

◆東京都 中野区 E

平成 15 年から（第 19 期）条例による議員定数を法定定数より 4 人少なく、これまでの議員定数より 2 人減じた 42 人としている

◆東京都 葛飾区 F

- (1)事務局の調査機能の強化を図るため、議事担当係と調査係を統合した
- (2)調査事務の拡大（議会関連新聞記事を議員へ提供）

◆東京都 江戸川区 G

- (1)議会運営検討小委員会を設置検討中
- (2)議員定数検討小委員会を設置検討中

◆東京都 八王子市 G

平成 17 年 7 月よりインターネット掲載している本会議録に検索システムを導入（今までは検索システムがなく会議録を公開のみしていた）

◆東京都 青梅市 C

- (1)傍聴者の受付に際し、個人情報の保護の視点から、名簿式からカード式に変更し、他の人の住所、氏名が見えないようにした
- (2)一般質問の質問時間と回数を 1 時間 3 回以内から 40 分 4 回以内とし、質問内容の明確化と議会運営の活性化を図った

◆東京都 調布市 D

平成 15 年 7 月から議長の諮問機関として議会改革協議会を設置。各会派から提案された改革提案事項について検討を行った。平成 17 年 4 月に全項目の検討を終了した

◆東京都 日野市 C

ホームページで会議録検索システムの導入

◆東京都 狛江市 B

平成 14 年 12 月 17 日に第 1 回目の議会改革を行い、その後の実施状況を見ながら平成 16 年 12 月 22 日に第 2 次の議会改革についての小委員会を設置して検討を進めている

◆東京都 東大和市 B

議会活性化及び市財政状況に関する調査特別委員会を設置し、議会内部の活性化に関する事項等を調査した

◆東京都 多摩市 C

情報の公開として、全員協議会や委員会の協議会などの傍聴も認めている

◆東京都 羽村市 B

議会改革検討委員会の設置(平成 16 年 2 月～12 月)

【中間報告】(平成 16 年 8 月) 15 項目

【最終報告】(平成 16 年 12 月) 8 項目

【報告をうけての主な取り組み状況】

- (1) 一般質問における一問一答方式の試行実施
- (2) 議会用語の見直し
- (3) 傍聴規則の見直し・議会ホームページの充実

◆神奈川県 横浜市 H

「横浜市区議会のあり方調査会」(平成 16 年 5 月 19 日～平成 19 年 3 月 31 日)

【委員数・構成】 座長 1 人、副座長 2 人、委員 7 人

【設置の経緯及び検討項目】 平成 16 年 4 月議長から、運営委員会に対し、

- (1) 委員会のあり方について
- (2) 地方分権・民営化等に則した議会審査のあり方について
- (3) 議会の IT 化と議会運営のあり方について
- (4) その他議会運営等のあり方、議会活動支援のあり方など議長が要請する事項

についての 4 点について諮問がなされた。運営委員会においては、議長諮問を受け、中長期的な視点から議会のあり方に係る重要な課題について調査・検討を行う運営委員会の下部組織として設置(非公開)

【開催状況】 会議開催 19 回、運営委員会への報告 5 回

第 1 回～ 指定管理者制度移行後の議会審査のあり方(その 1)

第 2 回～ インターネット中継実施に向けての計画化とこれに伴う議会運営のあり方(その 1)

第 3 回～ 常任委員会の編成(その 1)

第 4 回～ 第 2 回と同(その 2)

第 5 回～ 特別委員会のあり方

◆神奈川県 川崎市 H

議会運営委員会で主に次のことの改善を図った

- (1)一般会計・特別会計・企業会計の全会計を一体化した決算審査特別委員会を、9月定例会から実施した(決算審査を翌年度の予算に反映させるため)
- (2)常任委員会のあり方を協議し、効率的に委員会を開催することとし、開催数などの見直しを行った
- (3)陳情の付託のあり方を協議し、「陳情の取り扱いについて」の規程を作成した
- (4)委員会での議員と理事者の座席配置の見直しを行い、平成17年度から実施した

◆神奈川県 横須賀市 F

- (1)議会IT化運営協議会の設置(平成15年6月～)
- (2)議員研修会の実施(平成10年9月～)

◆神奈川県 逗子市 B

本会議インターネット中継の導入(第4回定例会より)

◆神奈川県 相模原市 G

議会制度検討協議会を設置し、議会の活性化方策を協議した

◆神奈川県 三浦市 B

議会運営検討会において懸案事項を検討

◆神奈川県 秦野市 C

- (1)議員定数の見直し
- (2)先例・申し合わせの見直し
- (3)一般質問の見直し(一問一答方式の導入、発言順位の決定方法の見直し)
- (4)予算審査方法の見直し

◆神奈川県 伊勢原市 B

議会全般のあり方を広く見直すため「議会活性化研究会」を設置(平成16年10月14日設置)

◆山梨県 塩山市 A

一般質問時対面方式導入

◆山梨県 山梨市 A

代表質問、一般質問は、対面式一問一答方式で実施している

◆山梨県 南アルプス市 B

合併特例任期と議員定数検討特別委員会を設置して、次の改革を行った

- (1)在任特例期間1年11ヶ月を4ヶ月短縮し、1年7ヶ月とするため解散特例法によって自主解散した
- (2)議員定数30名を2名減とし、28名とする条例の一部改正を行った

◆茨城県 日立市 D

- (1) 一般質問の時間制限(一人当たり年間 100 分一人一定例会当たり 60 分)
- (2) 会議録検索システム(平成 14 年 10 月からインターネット公開)

◆茨城県 つくば市 C

- (1) 平成 16 年 3 月定例会から会派代表質問を地元ケーブルテレビでライブ中継
- (2) 平成 16 年 12 月定例会から対面方式を導入し、議員専用の質問席から質問をしている(最初の質問は登壇、再質問から質問席で質問)

◆栃木県 足利市 C

- (1) 議会用語の改善(君の見直しなど)
- (2) 傍聴席の椅子の改善(座布団の設置)
- (3) 傍聴手続の簡略化(氏名のみ記入し住所・年齢不要)
- (4) 常任委員会の CATV 放映
- (5) 一般質問の対面による一問一答方式化

◆栃木県 栃本市 B

- (1) 議会活性化検討委員会の設置
- (2) 政務調査費の減額(4 万円/月額→3 万円/同)及び領収者添付の義務付け(条例化)
- (3) 傍聴者アンケートの実施
- (4) 議員全員協議会の公開
- (5) ホームページ上での議長交際費の公開

◆栃木県 今市市 B

議員 12 名から成る議会改革等検討委員会を設置し、改革に取り組んでいる

【平成 16 年の主な検討結果】

- (1) 一般質問を「一括質問一括答弁方式」から「分割質問分割答弁方式」に改めた
- (2) 海外視察の個人負担割合を引き上げた
- (3) 決算審査を全員による審査から常任委員会ごとによる分科会における審査とすることに改めた

◆栃木県 小山市 C

平成 15 年 7 月 18 日「小山市議会活性化検討委員会」の第 1 回を開催し、年 3～4 回程度開催、議会内の活性化に向けて協議し、これまでケーブルテレビによる議会中継開始や本会議での質問の時間の決定、残時間表示等改革に取り組んでいる

◆群馬県 安中市 A

一般質問の通告受付期間を変更した

◆埼玉県 狭山市 C

- (1) 議長交際費の支出内容等をホームページで公開
- (2) 政務調査費使途基準を見直し、広報・広聴費を認める
- (3) 常任委員会開会時の執行部出席者を見直し、議案審議担当者のみ出席を求める。
- (4) 本会議での答弁者の呼称を役職名だけでなく名前(氏)をつける

◆埼玉県 越谷市 E

議会運営委員会において、議会改革について審議され、常任委員会の所管事項が議題となり、委員会条例の一部が改正された

◆埼玉県 戸田市 C

議会改革特別委員会を設置

- (1)一般質問における対面方式による一問一答制
- (2)議員定数 1 名削減(28 名→27 名)など

◆埼玉県 三郷市 C

- (1)議員定数の削減・研修費手当を削減し、政務調査費を活用
- (2)一般質問の時間制限枠の見直し
- (3)質疑に対する会派の時間枠の見直し

◆埼玉県 鶴ヶ島市 B

議会活性化等の検討委員会を設置し、次の事項を検討した

- (1)議会の組織・構成について
- (2)議会の機能について
- (3)議会運営について
- (4)議会の公開と情報の提供について
- (5)議会事務局の充実について

◆埼玉県 吉川市 B

一般質問、議案質疑の通告締め切りや会期などの議会運営について議会運営委員会で検討を行った

◆千葉県 船橋市 G

傍聴規則改正(傍聴受付表の性別・年齢欄の削除)

◆千葉県 野田市 C

- (1)一問一答方式による一般質問(対面方式)の導入
- (2)法令で定めるもの以外の審議会委員の辞退

◆千葉県 流山市 C

地方分権特別委員会を設置(平成 15 年 6 月)し、会議規則、委員会条例、報酬等の見直しを行っている。なお本会議において、対面方式実施(平成 17 年 3 月定例会から実施)に向け、協議・検討を重ねた

◆千葉県 浦安市 C

【協議事項】

- (1)人事案件に対する質疑通告について
- (2)討論の時間制について
- (3)常任委員会での一般質問について
- (4)本会議での議員の質疑について
- (5)一般質問の日程について
- (6)郵送の陳情書処理及び陳情審査の市当局出席について
- (7)質疑・質問の一問一答方式について
- (8)一般質問の発言時間・回数について
- (9)本会議のインターネット中継について
- (10)議会だより新年号及び採決状況と一般質問者氏名の記載について
- (11)SNU(ケーブルテレビ)の対応について
- (12)常任委員会の視察日程について
- (13)予算・決算の特別委員会について
- (14)災害時の対応マニュアルについて
- (15)常任委員会委員の千人方法について
- (16)議長・副議長の任期 2 年について
- (17)原則午後 2 時開会の会議の申し合わせについて

◆千葉県 印西市 B

印西市議会議員定数等検討特別委員会を設置している

◆千葉県 白井市 B

現在特別委員会を設置し、議員定数・報酬・費用弁償・政務調査費についての検討を行っている

◆静岡県 沼津市 D

平成 15 年 8 月「議会活性化等検討協議会」を設置し(委員 7 人)議会活性化の諸課題について協議期間 1 年をめどに検討してきた。平成 16 年 8 月 2 日「議会活性化等検討協議会」から答申書が議長に提出され、その後、議運及び、議員全体会議において報告された。平成 16 年 8 月 31 日、議運において「議会活性化等検討協議会答申関係」として答申書に対する対応方針が確認され、9 月定例会から対応するとともに、一部について議長のもとで継続して検討した

◆静岡県 熱海市 A

- (1)市議会ホームページのリニューアルのため、ホームページ検討部会を設置、平成 16 年 1 月にリニューアルし、以後順次内容の充実に取り組んでいる
- (2)未発行であった議会だより発行のために、議会だより編集委員会を設置、平成 17 年 2 月に創刊号発行となった

◆静岡県 富士市 D

9 月定例会より一般質問の質問回数を従前の「3 回まで」から「制限なし」に変更した

◆静岡県 藤枝市 C

本会議 TV 中継についての検討(平成 17 年 2 月定例会から実施)

◆静岡県 御殿場市 B

2 市 1 町(御殿場市、裾野市、小山町) 議員研修会を平成 16 年 11 月 19 日(金)に実施。

演題:「分権時代における議会の運営について」

講師:野村稔氏 (全国都道府県議長会 前議事調査部長)

◆静岡県 下田市 A

行財政改革特別委員会の設置

◆愛知県 名古屋市 H

議員の報酬及び期末手当の一時差止制度を設けた(名古屋市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

◆愛知県 半田市 C

決算認定審査について、従来 9 月定例会上程、決算特別委員会設置し、継続審議として 9 月定例会閉会後、審査を行い、12 月定例会で採決を行っていたものを、9 月定例会の会期をあらかじめ大きくして、常任委員会で審査し、9 月定例会中に採決した。これにより、新年度予算に決算審査での指摘などを速やかに生かせるようにした

◆愛知県 豊川市 C

平成 17 年度議員により議会革命研究会が立ち上がった。今後話を進めていく予定

◆愛知県 豊田市 E

(1)一般質問における一問一答方式及び対面式の導入

(2)委員会の活性化(本会議と委員会の質疑の区別、委員外議員の発言制度の運用、委員会傍聴の委員長許可制度委員長報告内容の充実)

◆愛知県 西尾市 C

議員の定数を定める条例を制定し、議員の定数を 28 人から 24 人にした(施行は次回の一般選挙より)

◆愛知県 尾西市 B

一般質問について、従来の一括質問・一括答弁方式(再質問 2 回まで)から、12 月定例会より、一問一答方式(答弁を含め 90 分以内)に改めた

◆愛知県 東海市 C

議場放映システム(ビデオ、DVD 録画、庁舎内の 2 公共施設への放映)将来的には全家庭への配信及びインターネット上へ配信並びに会議録検索システムへのリンク

◆愛知県 豊明市 B

議長の諮問機関として、正副議長を除く全ての議員により平成 16 年 1 月 23 日に「豊明市議会改革推進協議会」が設置され協議が進められている

◆愛知県 田原市 A

開かれた議会活動の一環として、議会ホームページの作成及び会議録のホームページ上での公開

◆三重県 四日市市 D

市民の意見を議会運営等に反映させることなどを目的とする「市議会モニター」制度を発足させた。正副議長との意見交換会を開催した他、自治基本条例調査特別委員会を傍聴していただき意見聴取を行った

◆三重県 名張市 B

常任委員会の機能を強化し、審議の充実を図るため委員会の数を減少した(4 委員会→3 委員会)

◆岐阜県 高山市 B

議長の公平性・中立性の観点から、議長は会派を離脱することとした

◆岐阜県 可児市 B

議会運営に関する先進事例の調査・研究を行い、先例・申し合わせ集を作成した。一問一答方式への調査・検討を行った

◆岐阜県 瑞穂市 A

議会改革検討特別委員会の設置(平成 16 年 9 月 30 日)

(1)一問一答方式の導入(平成 16 年 12 月議会～)

(2)対面式質問席の設置(平成 17 年 3 月議会～)

◆大阪府 堺市 G

平成 15 年 6 月に議会のあり方に関する調査特別委員会報告を設置し、地方分権時代にふさわしい議会のあり方について審議している

◆大阪府 池田市 B

代表質問の会派持ち時間の見直し(質問答弁含め 60 分以内→質問のみで 20 分+会派人数×5 人)

◆大阪府 枚方市 F

一般質問・代表質問で対面方式を一部採用(2・3 回質問のみ)

◆大阪府 茨木市 D

- (1) 本会議次第書の見直し…会議規則等の見直し(平成 15 年 2 月)に伴う本会議次第書の整理(平成 16 年 3 月)
- (2) 政務調査費の交付に関する条例の改正…政務調査費の使途内容を明確にするため、領収書等の証拠書類の添付を義務付けた(平成 16 年 6 月)
- (3) 会派構成人数の規定…会派の定義を「3 人以上」と規定(会議規則・政務調査費の交付に関する条例)
- (4) 広報委員会設置規定の改正(平成 16 年 12 月)

◆大阪府 泉佐野市 C

議員定数を 23 人から 21 人に改正(次期一般選挙から施行)→6 月定例会に議決

◆大阪府 大東市 C

- (1) 一般質問に一括質疑方式と一問一答方式の選択制を導入(平成 16 年 6 月～)
- (2) 実現可能な市政に関する陳情を請願と同等の扱いにする(平成 16 年 9 月～)

◆大阪府 箕面市 C

- (1) 会議規則の見直し…議事運営の現状に即した条文改正、会議の原則・手続きの明確化
- (2) 傍聴規則の見直し…傍聴者の一定の行為について、具体的な違反行為や想定される行為の例示列举により制限・禁止する
- (3) 傍聴申請方法の見直し…受付簿を連記式から単記式に様式変更し、住所・氏名のみ記載
- (4) 委員会室音響施設の改修…録音精度を高めるコードレス卓上マイク機器等を導入
- (5) 議員報酬支給基準の見直し…改選時(任期満了、役員改選)における支給基準を、日割り計算に変更
- (6) 一般行政視察随行の見直し…随行を廃止
- (7) 海外行政視察の見直し…当分の間中止

◆大阪府 高石市 B

本会議及び委員会の運営に関する事項について

◆大阪府 東大阪市 F

審議会への議員参画について見直しを行っている

◆京都府 京都市 H

- (1) 市会運営委員会の下に、市会改革検討小委員会を設置した
- (2) なお、16 年度末に同委員会において、政務調査費の公開、海外行政調査の見直し、費用弁償の見直し、地方自治法第 96 条第 2 項に基づく議決事件の追加。常任委員会のモニターテレビによる放映などの改革内容を取りまとめた

◆京都府 宇治市 C

- (1)月 1 回程度の常任委員会の開催(行政報告を積極的に受ける)
- (2)委員会資料の、議員・市民(傍聴者を含む)への事前配布
- (3)政務調査費の会派・議員への支給、領収書の添付
- (4)議運・全協の公開、速記録作成

◆京都府 亀岡市 B

平成 16 年 6 月議会で代表質問の問一答制(選択制)を導入した

◆京都府 城陽市 B

市から活動・運営に対する補助を受けている団体等の役員等への就任自粛

◆滋賀県 草津市 C

市議会 5 会派の代表 10 人で構成する政策研究会を設置。「桜並木を活かしたまちづくり」の政策提言をまとめ、市長へ提出

◆兵庫県 尼崎市 F

- (1)インターネットによる議会中継(生中継と録画中継)を実施することを決定(実施時期:平成 17 年 9 月定例会から)
- (2)委員会記録の作成方法をこれまでの事務局職員が行う要点記録から、録音テープからの反訳を業者委託して行う全文記録に変更することを決定(実施時期:平成 17 年 9 月定例会から)

◆兵庫県 芦屋市 B

陳情の委員会送付。議会の議決すべき事件を定める条例制定の検討

◆兵庫県 加古川市 D

常任委員の任期を原則 2 年とする申し合わせを行った(条例上は 1 年)

◆奈良県 奈良市 E

平成 16 年 3 月定例会で奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を可決する(平成 16 年 4 月 1 日施行)

費用弁償の額 日額 7,000 円→日額 5,000 円

往路又は復路のいずれか一方に公用車又は市が費用を負担する自動車を利用した場合…日額 6,000 円→日額 4,000 円

往路・復路共に公用車又は市が費用を負担する自動車を利用した場合…日額 5,000 円→日額 3,000 円

◆奈良県 御所市 A

- (1)議員期末手当 20%カット
- (2)協議会審議会等の費用弁償カット

◆奈良県 生駒市 C

- (1)常任委員会協議会を廃止し、所管事務調査として「その他」の項を設け、委員による調査を行う。ただし、「その他」の項については、委員長報告には反映しないとともに、委員外議員による発言は認めない。また、付託議案のない委員会を開催しない
- (2)傍聴者への会議資料については、審議・審査の内容をわかりやすくするため、議案書、予算・決算に関する書類を理事者との協議の上、一定部数貸し出す
- (3)現在配信されている生駒市議会のホームページをリニューアルし、情報提供の拡大と分かり易さに努める
- (4)リニューアルされたホームページ上に、本会議録の閲覧、検索機能を搭載する
- (5)一般質問を行う本会議では、一日当たりの質問者数を原則 8 人以内とする。なお、9 人以上の一般質問の発言通告書提供者がいる場合は、開会日の翌日に本会議を再開し、二日間に分けて一般質問を行うこととする

◆和歌山県 橋本市 B

- (1)議員の報酬、日当、費用弁償の見直し(引き下げ)
- (2)事務局職員の削減
- (3)一般質問における一問一答方式の導入
- (4)会期の内定
- (5)経費削減迅速化を図るため、各種連絡等をファクシミリにより対応
- (6)議員定数について、法定数 30 人に対し、条例定数 18
- (7)行政視察旅費の見直し(引き下げ)

◆鳥取県 鳥取市 D

平成 16 年度 6 月議会より一問一答制を導入

◆鳥取県 米子市 C

議長の諮問機関である議会活性化検討協議会を設置し、12 回にわたり協議会を開催した

◆鳥取県 境港市 A

平成 10 年議長の諮問機関として「市議会改革協議会」を設置し取り組んでいる

◆岡山県 岡山市 G

- (1)海外研修視察調査旅費の限度額を 75 万円から 50 万円に削減。油絵の議長肖像画を廃止し、写真又はキャンパス加工等で安価に作製
- (2)本会議の FM 放送を含む音声継放送の実施を検討
- (3)本会議場の傍聴者からの要請による手話通訳者の配置(平成 17 年 6 月定例から試行予定)

◆岡山県 井原市 A

各種審議委員会等委員には、原則として就任しないこととした

◆広島県 広島市 H

- (1)議長の諮問機関の設置
- (2)議員控室などへの IT 機器の導入等

◆山口県 山口市 C

IT 化への取組(連絡事項や資料などで、メールで添付できるものは、各議員にメールで送信する)

◆山口県 下松市 B

(1)議員定数調査特別委員会のたち上げ(平成 16 年 12 月 20 日)

(2)一般質問での一問一答制導入のための審議

◆山口県 周南市 C

議会改革の諸問題について議会改革特別委員会を設置して、研究協議を行っている

◆徳島県 鳴門市 B

【平成 16 年 2 定まで】請願と陳情の取り扱いが同じであった(本会議に上程し、その後各担当常任委員会に付託し、審査し、委員会での採決をとり委員長報告を作成し、最終日に本会議で採決をとる)

【平成 16 年 3 定より】請願と陳情に取り扱いを異にすることとした。陳情については、本会議には上程せず、議長から直接各担当常任委員会に送付し、陳情内容を調査し、陳情を趣旨に(賛成)か(反対)か(一般調査に付す)という 3 つの中から委員会としての結果を出すこととした

◆香川県 高松市 E

平成 16 年 12 月定例会から常任委員会において付託議案の審査だけでなく、委員会の所管事項全般に関しても、発言通告の上、質問できることとした

◆愛媛県 松山市 G

平成 15 年 9 月に 3 期以下の議員で構成する任意の組織「松山市議会活性化懇話会」を設置し、代表質問の範囲の明確化、常任委員会の 1 日 3 委員会の開催が提言、実施される。市民参加のもと議会活性化策を探るべく平成 16 年 5 月に「議会活性化フォーラム」を、また、同年 7 月に「議会活性化事例発表会」を開催する。議会事務局の法制面での強化充実を図るため、平成 16 年度より法制担当 2 名を配置。平成 16 年 12 月定例会で議会活性化をさらに確立するため、「議会改革特別委員会」を設置し、現在調査・検討している。平成 17 年 3 月定例会から対面式質問を導入する

◆愛媛県 今治市 C

初回の質問は、既存の演壇に登壇して一括に行い、再質問以降は新しく設置した議員発言用演壇(質問席)から、一問一答方式により理事者と対面して行う。制限時間 60 分以内(質問時間)なら何回でも質問ができる

◆高知県 南国市 B

夏期議会中の議場内において上着は着用しなくてもよい

◆福岡県 北九州市 H

各会派(5 人以上)幹事長を構成員とする協議機関を設置し、議会改革について検討を行ったことがある

◆福岡県 福岡市 H

議会事務局の法務・政策立案・調査機能の強化という観点から、以下の点に取り組んでいる

(1)日頃の実務や研修等を通じた取組に加え、平成11年10月から、衆議院法制局に事務局職員を研修のため継続的に派遣して、国の立法事務等に従事させている ※1)

(2)平成15年度に、議員からの立案依頼等に適切に対応する観点から、議会の政策立案をサポートする専門的な組織体制を整備することを目的に、旧来の調査課を調査法制課に改称するとともに、同課に法制係を新設している ※2)

※1)派遣期間2年間。派遣人数延べ3人(平成17年6月現在)

※2)法制係の体制・・・係長1名、係員1名の計2名 2.上記のほか、議会の活性化について今後議会の中で協議していこうという動きもある

◆福岡県 筑紫野市 B

本会議における議案の提案理由説明を簡略化し、それに伴い提案理由補足説明書を配付している

◆福岡県 古賀市 B

議会改革研究会(会派代表者及び会派に属さない議員によるもの)に座長を中心に6つのテーマについて研究がなされ、議長あて報告

(1)本会議開会時間について

(2)委員長報告のあり方について

(3)政治倫理条例について

(4)政務調査費について

(5)市長の施政方針について(代表質問など)

(6)予算・決算特別委員会について(構成人数・審議日程・審議方法)

◆佐賀県 佐賀市 C

議会改革等検討委員会において、様々な取り組みを検討している

◆佐賀県 伊万里市 B

(1)議会情報発信のため、意見書本文を会議録へ掲載

(2)財政状況から議員の海外派遣を休止

(3)一般質問へ一問一答制を導入し、これまでの総括方式と一問一答方式の選択制にした

◆長崎県 長崎市 F

平成17年1月から費用弁償を廃止

◆熊本県 人吉市 A

議員の海外研修を16年度から凍結

◆熊本県 水俣市 A

一般質問における一問一答方式の推進

◆**熊本県 玉名市 A**

禁煙。4月1日からの庁舎内禁煙に伴い、議会としても率先垂範。禁煙を励行。委員会他、全会議から灰皿を撤去

◆**大分県 大分市 F**

合併地方分権等調査特別委員会で議会活性化について検討している。本会議インターネット中継(平成16年12月～)

◆**大分県 別府市 C**

〈平成16年3月8日〉総務文教委員会より「議会改革の取り組みについて」の要請書が議長宛に提出される

〈4月2日〉会派代表者会議により議運の委員構成と同様。ただし一人会派である二会派は代表として一人選出し合計10名で委員会を組織し協議すること等決定(委員会は条例によらない)

〈4月9日〉議運に説明、上記について承認される

〈4月～10月1日〉議会改革推進委員会(9回)開会

〈10月8日〉議長へ答申 同日議運による協議を開始

12月末までに議会運営委員会を3回開会

【平成16年中に実施した事項】

(1)委員会会議録の充実

(2)議会棟の分煙強化

◆**大分県 津久見市 A**

一般質問、質問回数制限の撤廃

◆**大分県 竹田市 A**

(1)議会改革委員会の開催

(2)一問一答方式の採用

◆**宮崎県 えびの市 A**

質疑方法の変更…発言者は質疑においては質問席から質疑し、答弁者は自席から答弁する。質疑時間については、質疑・答弁で90分とする(平成16年2月25日 議会運営委員会、同年3月3日 全員協議会)(一問一答方式導入)

◆**沖縄県 那覇市 E**

那覇市議会先例集の作成(発刊については平成17年7月予定)